

群馬県国民健康保険団体連合会求職者等に 対するハラスメント防止のための基本方針

制定 令和8年10月1日

群馬県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という。）は、採用活動において、すべての求職者等が安心して採用試験や採用説明会への参加などの求職活動等を行うことができる環境を確保することを組織の責務と位置づけ、以下のとおりあらゆるハラスメント行為を防止する措置を講じます。

1 基本的な考え方

本会は、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、その他これらに類する行為を一切容認しません。

2 適用範囲

本会が実施する採用活動（合同企業説明会、採用説明会、採用試験、その他採用に関連する活動）の全ての過程において適用します。

3 ハラスメントとなる行為

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・威圧的、継続的、執拗な言動（長時間にわたる拘束 等）
- ・求職活動に関係のない個人情報（家族関係、経済状況等）の質問
- ・性的な発言や質問（性的な冗談・からかい、容姿・身体への言及 等）
- ・性的な関係を求める言動
- ・恋愛、結婚、出産等に関する発言や質問
- ・不必要な食事等への誘いや身体的接触
- ・SNS等を通じた不適切なメッセージや画像の送信

4 本会の責務

採用活動に関与する本会役職員は、求職者等への適切な接し方や面接時の質問内容等、ハラスメントの防止に十分配慮し、公正かつ適切な採用活動を行います。

5 相談時の対応

本会は、求職者等からハラスメントに関する相談があった場合、迅速かつ公正に事実確認を実施し、適切な是正措置を実施します。

【相談窓口】

- ・担当部署：群馬県国民健康保険団体連合会 総務課総務係
- ・連絡先：027-290-1363

6 相談者の保護

本会は、相談者及び事実関係の確認に協力した者に対し、相談等を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを一切行いません。